

新型コロナウイルス感染症 濃厚接触者及び入国された方へ

健康観察期間においては、新型コロナ禍で災害が起きた場合に備え、事前におこなっていただくことや、災害が起きた場合の避難行動などを定めていますので、必ず確認をしてください。



○風水害時における避難行動・自宅避難の可否確認

- ・別添のリーフレット「新型コロナ禍で災害が起きた場合は・・・《風水害編》」と、居住区の「水害ハザードマップ」をご覧ください、お住まいの住居（または滞在するホテル等）において、自宅避難が可能かどうかを確認してください。
- ・不明な点がある場合は、**居住区役所（別添一覧）**まで電話またはメールによりお問合せください。



○指定避難所への移動

- ・風水害が発生し、避難情報（※警戒レベル3以上）が発令されれば、居住区役所からすでに電話またはメールでお知らせをしました指定避難所へ避難を開始してください。
- ・指定避難所が不明な場合は、**居住区役所（別添一覧）**まで電話またはメールによりお問合せください。

※警戒レベル3：大阪市が発令する避難情報。避難に時間を要する方が、避難行動を開始いただく情報発令。

○持参いただく必要な物資

- ・非常持出品（食料、飲料水など）に加えて、常用薬、マスク、体温計等の衛生用品のほか、携帯電話・充電器、着替え、タオルなどの宿泊に必要なものを持参してください。

○地震発生時の避難行動

- ・地震が発生し、自宅での滞在が困難な場合は、原則、居住区役所からすでに電話またはメールでお知らせをしました指定避難所へ避難してください。お知らせを受けておられない場合は、**居住区役所（別添一覧）**まで電話またはメールによりお問い合わせください。

なお、災害の状況によっては、避難所を変更する場合があります。変更する場合には、居住区役所から、電話またはメールにより連絡します。